

## 改訂案

# 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 大和川上流部大規模氾濫域の減災に係る取組方針

平成30年3月26日

## 大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町、  
奈良県、奈良地方气象台、国土交通省近畿地方整備局

青字：平成29年8月30日の協議会規約の改正に伴う改訂箇所

赤字：県管理区間の取組等の追加に伴う改訂箇所



## 目 次

1. はじめに .....	1
2. 本協議会の構成員.....	3
3. 大和川の概要.....	4
4. 現状の取組状況と課題.....	5
5. 減災のための目標.....	21
6. 概ね5年で実施する取組.....	22
7. フォローアップ.....	37



## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長時間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての国管理河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、平成 32 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

大和川上流部では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、地域住民の安全安心を担う沿川 3 市 8 町（奈良市、大和郡山市、天理市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、王寺町、広陵町、河合町）、奈良県、奈良地方気象台、近畿地方整備局で構成される「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」を平成 28 年 4 月 15 日に設立した。

大和川上流部は、笠置山地、金剛山地、生駒山地といった山地に囲まれた流域地形であり、低平部は奈良盆地となっている。奈良盆地には世界遺産である「法隆寺地域の仏教建造物」、「古都奈良の文化財」等数多くの寺社仏閣、史跡、名勝が存在し、文化的・歴史的資源に恵まれている。基幹交通は、JR 大和路線、JR 奈良線、近鉄奈良線等の鉄道や西名阪自動車道、国道 24 号、国道 25 号等の道路網が発達し、京阪神大都市圏の近郊地帯として発展がめざましい。

大和川上流部では、昭和 57 年台風 10 号により、大阪府との府県境に位置する王寺町で計画高水位を超過し、大規模な浸水が発生した。本協議会では、この時の教訓や、その後各地で頻発している洪水の教訓を踏まえ、「避難・防ぐ・回復」といったことに主眼をおいた取組方針を策定した。

大和川上流部では、多くの支川が大和川に合流しており、洪水時は本川水位の上昇に伴い、内水被害が発生しやすい特徴がある。また、国管理区間と県管理区間の外水氾濫原が重複している範囲もあるなど、その流域特性から水防災意識社会の再構築に向けたソフト対策等の取組には、情報共有や対策の効率化の観点から、水系一丸となって取組を推進していくことが望ましい。このため、平成 29 年 8 月 30 日の協議会規約の改訂に伴い、県管理区間 7 市 5 町 1 村（大和高田市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、大淀町）が、協議会メンバーとして加わった。

今後、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第 5 条に基づき作成した。

※本取組方針は、国管理区間（大和川、曾我川、佐保川）、県管理区間（大和川・葛下川・竜田川・富雄川・曾我川・高田川・葛城川・高取川・飛鳥川・寺川・佐保川・高瀬川・秋篠川・布留川・米川・地藏院川・岩井川・能登川）を対象としたものである。

※本協議会で対象とする「大和川上流部」は、大阪府との境界である亀の瀬狭窄部から上流の奈良盆地を中心とした奈良県域をいう。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成メンバーは以下のとおりである。

参加機関	構成メンバー
奈良市	市長
<a href="#">大和高田市</a>	<a href="#">市長</a>
大和郡山市	市長
天理市	市長
<a href="#">橿原市</a>	<a href="#">市長</a>
<a href="#">桜井市</a>	<a href="#">市長</a>
<a href="#">御所市</a>	<a href="#">市長</a>
<a href="#">生駒市</a>	<a href="#">市長</a>
<a href="#">香芝市</a>	<a href="#">市長</a>
<a href="#">葛城市</a>	<a href="#">市長</a>
<a href="#">平群町</a>	<a href="#">町長</a>
三郷町	町長
斑鳩町	町長
安堵町	町長
川西町	町長
三宅町	町長
<a href="#">田原本町</a>	<a href="#">町長</a>
<a href="#">高取町</a>	<a href="#">町長</a>
<a href="#">明日香村</a>	<a href="#">村長</a>
<a href="#">上牧町</a>	<a href="#">町長</a>
王寺町	町長
広陵町	町長
河合町	町長
<a href="#">大淀町</a>	<a href="#">町長</a>
奈良県	県土マネジメント部長 <a href="#">奈良土木事務所長</a> <a href="#">郡山土木事務所長</a> <a href="#">高田土木事務所長</a> <a href="#">中和土木事務所長</a> <a href="#">吉野土木事務所長</a>
奈良地方气象台	台長
近畿地方整備局	大和川河川事務所長

### 3. 大和川の概要

大和川は、水源を笠置山地に発して初瀬川溪谷を下り、奈良盆地周辺の山地より南流する佐保川、秋篠川、富雄川、竜田川、北流する寺川、飛鳥川、曾我川、葛下川等の大小の支川を合わせながら西流する。その後、大阪府と奈良県の府県境にある亀の瀬狭窄部を経て河内平野に入り、和泉山脈を水源とする左支川石川、東除川、西除川を合わせ、浅香山の狭窄部を通過し、大阪湾に注ぐ幹川流路延長 68km、流域面積 1,070km<sup>2</sup> の一級河川である。

大和川上流部は、奈良盆地を囲む笠置山地、金剛山地、生駒山地といった山地流域であり、大和川は、その東縁をなす笠置山地に源流を発生し、標高 300m～500m 程度の山間部を南西へ流れ、三輪山の麓から奈良盆地へ注ぐ。

奈良盆地では、放射状に広がる多くの支川が本川に集中して合流するため、水位が急激に上昇し、河川のはん濫や内水被害が発生しやすい地形となっている。さらに、昭和 30 年代後半から流域の都市化が急速に進み、水田・ため池等の保水機能が減少している。

また、亀の瀬狭窄部の上流付近は、勾配の緩い地形特性と狭窄部の堰上げにより、洪水時に本川水位が急激に上昇し、洪水はん濫や内水浸水等の水害を受けやすい地形的特性を有している。



昭和 57 年（1982 年）には、8 月 2 日に柏原地点において約 2,500m<sup>3</sup>/sec の流量を記録した戦後最大となる洪水が発生した。大和川本川では、1 日から 3 日にかけて、亀の瀬狭窄部の上流付近では計画高水位を超えたほか、奈良県内や大阪府内の支川のはん濫や内水浸水の発生により、21,956 戸の家屋が浸水する等の被害が生じた。

大和川上流部の治水対策は、洪水調節施設（遊水地）の整備や流域総合治水対策等を実施している。





#### 4. 現状の取組状況と課題

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、多数の孤立者が発生する要因の一つとなった避難勧告等の発令の遅れや住民の自主的避難が十分ではなかったこと、また土のう積み等の水防活動が十分に出来なかったことは、これまでの水害対策に課題があることを浮き彫りにした。

大和川上流部において、戦後最大規模の昭和 57 年台風 10 号の他、各地で頻発している洪水の教訓及び、参加機関が現在実施している主な減災に係る取組状況から見えてきた主な課題の概要は以下のとおりである。

##### 【避難】

避難経路の周知や広域避難に向けた調整、要配慮者利用施設の避難対策等が十分でないことが挙げられ、河川のはん濫や内水被害が発生しやすい上流部では住民等が主体的に避難行動するため取組を充実させる必要がある。

##### 【防ぐ】

大和川上流部において、昭和 57 年水害の再度災害防止を目的として、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流す対策、及び流域全体で実施する総合治水対策を実施しているが、被害拡大を防ぐといった観点では、計画堤防断面に満たない区間が存在することや、水防団（消防団）等との情報伝達の訓練が十分でない等といった水防活動に関わる課題が挙げられる。これら課題への対応を通じて、住民等の避難時間を一秒でも確保する取組が必要である。

##### 【回復】

大規模な洪水氾濫による経済への影響が極めて大きいことから、現状の状態で早期に回復させるため、氾濫水を円滑かつ迅速に排水するための検討や、大規模工場等への水害対策等の啓発活動への対応が課題となっている。

以上の課題を踏まえ、大和川上流部の大規模水害に備えて「避難・防ぐ・回復」に対する具体的取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものである。

#### 4-1 国管理区間（大和川・佐保川・曾我川）

参加機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題の詳細は、以下のとおりである。

##### （1）情報伝達等に関する事項

凡例 現状：○、課題：●  
アルファベット（A, B, C等）：課題の整理記号

項目	現状(○)と課題(●)	
想定される浸水リスクについて	○大和川水系の国管理区間において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域を大和川河川事務所のHP等で公表（公表河川：大和川、佐保川、曾我川）している。	
	●洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域に対する住民の理解や、住民等に対する周知が十分でない。	A
避難勧告等の発令基準について	○一部の自治体（作成中）を除き、避難勧告等の発令基準を避難勧告等の判断・伝達マニュアル等に定め、その内容に基づき発令している。	
	●避難勧告等の発令基準の住民等に対する周知が十分でない。	B
	●避難が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される。 ●空振りの避難勧告等が多発した場合に信憑性が薄れ、避難率の低下が懸念される。	C

項目	現状(○)と課題(●)	
避難場所、避難経路の指定について	<p>○避難場所の住民等への周知は、防災マップやハザードマップに記載し、住民に配布している。</p> <p>○一部の自治体は、避難経路を防災マップやハザードマップに記載している。</p>	
	<p>●ハザードマップは配布されているが、見られていない家庭もあり、避難場所の周知が十分でないことが懸念される。</p> <p>●避難場所を指定されている自治体においても、避難経路が指定されていない場合がある。</p>	D
広域避難について	<p>○同一県内の他の市町村の区域における一時的な滞在を考慮した広域避難計画が具体化されていない。</p>	
	<p>●避難場所や避難所までのルートが浸水（外水氾濫水または内水氾濫水により）する。</p> <p>●広域避難計画がなく、近隣市町との調整についても実施に至っていない。</p>	E
住民等への情報伝達の方法について	<p>○伝達方法としては、自治会組織（自治会長）への連絡、エリアメール、WEB、防災行政無線、広報車の利用及び、ラジオテレビ等報道機関への協力要請等が実施されている。</p>	
	<p>●WEB などにより情報提供を実施しているが、住民等に対し切迫感が伝わっていない。</p> <p>●防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。</p> <p>●防災情報が高齢者に伝わっていない。</p>	F

項目	現状(○)と課題(●)	
避難誘導體制について	<p>○市町職員、消防団員、警察署、自主防災組織が連携して、避難誘導を行っている。</p> <p>○避難行動要支援者に対しては、地域住民、自主防災組織等と連携し、避難誘導を行っている。</p>	
	<p>●避難訓練が実施されていない場合や、自主防災組織主体の自治体もある。</p> <p>●避難者の高齢化に配慮した避難計画となっていない。</p> <p>●夜間などの避難勧告等発令時期のタイミングが難しい。</p> <p>●要配慮者利用施設等の避難誘導體制の整備が必要。</p>	G
要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等防災上配慮を要する者が利用する施設）の避難対策について	<p>○半数程度の施設所有者・管理者は、避難計画を作成し、避難訓練を実施している。</p>	
	<p>●避難計画に基づく避難訓練を実施している施設所有者・管理者は少ない。</p> <p>●円滑かつ迅速な避難を実現するため、避難計画を作成していない施設所有者・管理者へ情報提供し、作成の拡大が必要。</p>	H
避難訓練の実施について	<p>○半数程度の自治体で避難場所までの避難訓練をしているが、大和川の氾濫被害を対象に訓練を実施している自治体は少ない。</p>	
	<p>●ハザードマップをもとに大和川の氾濫被害を対象とした訓練を継続的に実施することが必要。</p>	I

項目	現状(○)と課題(●)	
災害教育について	○全ての自治体で、小中学校や地域を対象に水災害教育を実施している。	
	●住民の防災意識・知識は十分でなく、水災害教育の取り組みの充実・継続が必要。	J
まるごとまちごとハザードマップについて	○半数程度の自治体での設置に留まっている。	
	●訓練での活用が十分でない。 ●図上だけでなく現地において浸水深・避難場所等を事前に知らせておくことが重要であり、広報活動による周知や、さらなる整備の推進が必要。	K
避難に関する啓発活動について	○広報を実施したり資料を作成し、周知している。	
	●水防災意識の伝承が必要。 ●防災に関して関心が低い人に対する効果的な啓発活動が十分でない。	L
市町村舎等の災害時における対応	○堤防の決壊等に対する対応策が十分でない自治体もある。	
	●大規模氾濫時に市役所等災害基地が水没すると機能が低下・停止する。 ●一部の災害拠点病院が浸水想定区域内にある。	M
大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動について	○相談があった場合に協議している自治体があるが、ほとんどの自治体が実施に至っていない。	
	●地域経済に多大な影響を及ぼす大規模工場等への水害対策等の啓発活動が十分でない。	N

(2) 水防に関する事項

項目	現状(○)と課題(●)	
水防団(消防団)等との情報共有について	○ほとんどの自治体は、水防団等との情報共有をしているが、毎年連絡体制等を確認する程度である。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●伝達訓練をしている自治体は少ない。</li> <li>●情報伝達の訓練を含む情報提供の継続性が必要。</li> <li>●出動初期体制の混乱や連絡体制の不備による水防活動が遅れる恐れがある。</li> <li>●担当エリアに隣接する地区との重要水防箇所に関する情報・認識が不十分。</li> </ul>	0
水防体制	○半数以上の自治体が水防倉庫だけでなく、水防倉庫以外にも水防用の資機材を備蓄している。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資機材の充実が必要。</li> <li>●水防資材の点検管理の徹底(資材補充等の的確性)が必要。</li> </ul>	P
	○一部の自治体で、水防団等を含む関係機関が連携した実働水防訓練を実施している。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実働水防訓練の実施に至っていない自治体が多い。</li> <li>●訓練が定期的に毎年実施されていない自治体が多く、継続性の確保も課題。</li> </ul>	Q
	○半数以上の自治体が水防団等の組織を維持するため、団員の募集などに積極的に取り組んでいる。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水防団(消防団含む)構成員の高齢化が進んでいる。</li> <li>●自主防災組織の組織率が低い。</li> </ul>	R

項目	現状(○)と課題(●)	
河川水位等に係る情報提供について	○半数程度の自治体に留まっているが、市町のホームページ等に大和川の河川水位等をリアルタイムで見れるように大和川河川事務所HPの「リアルタイム観測情報マップ」又は国土交通省HPの「川の防災情報」とリンクを貼っている。	
	●ライブ映像をホームページで提供しているが、箇所は限られており、各市町の防災対策や住民の避難行動の判断に必要な箇所に対して十分でない。	S

(3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状(○)と課題(●)	
氾濫水の排水について	○外水氾濫水を排水するポンプ施設はない。 ○内水排水のポンプを整備しているのは一部の自治体のみ。 ○外水及び内水の氾濫水を迅速に排水するための計画が必要と考えている。	
	●内水排水のポンプ施設はあるが、外水氾濫水を排水するポンプ施設がない。 ●排水計画がなく、円滑な排水実施上の課題がある。 ●決壊を伴う大規模氾濫時等における排水機場等の操作に関わる情報が関係機関に共有されていない。 ●既存内水排水ポンプ施設等の活用の課題がある。 ●排水路、排水施設等に係る情報が関係者間で共有されていない。	T

(4) 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状(○)と課題(●)	
排水施設の耐水化について	○内水排水ポンプ場等の排水施設において耐水化(門扉等の水密化など)が図られている施設がある。	
	●耐水化されている施設が少ない。	U
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	○現在の堤防の高さや幅、過去の漏水実績などから、河川改修を実施してきている。	
	●計画堤防断面に対して、高さや幅が不足している区間や、浸透・侵食に対して安全性が確保されていない区間があり、洪水により氾濫する恐れがある。 ●河川改修の完了には時間、費用を要する。	V



## 4-2 県管理区間

参加機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題の詳細は、以下のとおりである。

### (1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

凡  
例

現状：○、課題：●  
アルファベット（AA, AB, AC等）：  
課題の整理記号

項目	現状（○）と課題（●）	
避難勧告等の発令基準について	○水位周知河川においては、一部の自治体を除いて発令基準を定めている。また、水位周知河川以外においては、一部の自治体を除き必要性は低い。	
	●未策定の自治体においては水位情報や浸水想定区域図をもとに発令基準を定める必要がある。また、奈良県において想定最大規模の降雨による浸水想定区域図を作成中であり、この結果を踏まえて洪水による被害の程度に応じた避難勧告等の発令基準を設定する必要がある。	AA
ホットラインの整備について	○県と市町村の間でホットラインを整備していないが、必要性を感じている。	
	●早急に、県と市町村の間のホットラインを構築する必要がある。	AB
タイムラインの整備について	○県とのタイムラインについては、ほとんどの自治体が未整備であるが、必要性を感じている。	
	●既存の浸水想定区域図及び想定最大規模の降雨による浸水想定区域図（作成中）を踏まえてタイムラインの整備を進める必要がある。	AC

項目	現状（○）と課題（●）	
住民等への情報伝達の方法について	○伝達方法としては、防災行政無線や広報車による呼びかけ、ホームページやメール等による情報伝達が実施されている。	
	●各手段に長短があり、全住民に伝えることが難しい。住民に対して情報収集手段の周知を進めていく必要がある。	AD
避難場所、避難経路の指定について	○ほとんどの自治体で避難経路を定めていない。また、避難訓練を実施できていない自治体がある。	
	●避難経路策定については経路が多岐にわたるため、経路選定の手法を構築する必要がある。	AE
避難訓練の実施について	○避難訓練を実施していない又は実施状況を把握できていない自治体がある。	
	●自主防災組織（自治会）主体で実施する自治体が多い。地元住民との連携強化が望まれる。	AF
広域避難について	○一部の自治体で広域連携の体制を整備している（整備予定含む）。	
	●浸水想定区域図を踏まえ、広域連携の必要性を再確認する必要がある。	AG

項目	現状（○）と課題（●）	
避難誘導體制について	○一部の自治体で避難誘導體制を確立している。	
	●自主防災組織（自治会）との連携強化、避難経路策定等により、避難誘導體制の整備・状況把握を進めていく必要がある。	AH
要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等防災上配慮を要する者が利用する施設）の避難対策について	○多くの自治体で現状を把握しているが、情報伝達方法の策定は一部の自治体にとどまっている。	
	●福祉部局と連携して要配慮者利用施設の状況把握と情報伝達体制を進めていく必要がある。	AI
観測体制の充実について	○雨量・水位の観測体制やカメラによる監視体制については、一部の自治体で拡充が必要と感じている。	
	●設置の要望箇所を把握するとともに、計画的に設置していく必要がある。	AJ

(2) 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

項目	現状(○)と課題(●)	
想定される浸水リスクについて	○一部の自治体を除き、水害ハザードマップを作成・公表している。	
	●想定最大規模の降雨による浸水想定区域図(作成中)を踏まえ、水害ハザードマップを作成する必要がある。	AK
水防法改正に伴う浸水リスク(浸水実績)の公表について	○水防法改正にともない、浸水実績等による浸水リスク公表が義務化されたが、公表済みは一部の自治体にとどまっている。	
	●浸水実績の記録、作図、公表の一連の仕組みを整備する必要がある。	AL
まるごとまちごとハザードマップについて	○県管理区間沿川で導入している自治体はない。	
	●想定最大規模の降雨による浸水想定区域図(作成中)を受けて浸水リスクを評価し、設置候補の選定と整備実施を進めていく必要がある。	AM
災害教育について	○一部の自治体で教育に組み込んでいる。	
	●国からの情報提供を踏まえてカリキュラムの見直しと授業実施を進めていく必要がある。	AN

項目	現状（○）と課題（●）	
避難に関する啓発活動について	○防災に関して広報や資料配付を実施し、周知している。	
	●防災に関する広報・啓発活動を引き続き実施していく必要がある。	AO
河川水位等に係る情報提供について	○情報提供は一部の自治体にとどまっている。	
	●整備が比較的容易なホームページリンクや奈良県が運用するアラームメールの周知・活用等を進めていく必要がある。	AP

(3) 水防体制の強化に関する事項

項目	現状 (○) と課題 (●)	
水防体制について	<p>○多くの自治体で出動基準を定めている。 ○水防団においては高齢化が進んでおり、団員募集を実施している。 ○水防資機材が不足していると認識する自治体がある。</p>	
	<p>●水防体制の維持については今後も継続して実施していく。なお、不足する資機材は順次整備を進める必要がある。</p>	AQ
水防活動における情報伝達・共有について	<p>○情報伝達については問題なく実施されている。</p>	
	<p>●情報伝達訓練等により実効性を高めていく必要がある。</p>	AR
水防活動に関する点検・訓練実施について	<p>○重要水防箇所の点検や水防訓練を実施していない自治体がある。</p>	
	<p>●水防活動の実効性を確保するためにも、点検や訓練を実施していく必要がある。</p>	AS
水防活動における情報伝達・共有について	<p>○多くの自治体で河川水位等の情報提供が実施されていない。</p>	
	<p>●整備が比較的容易なホームページリンクや奈良県が運用するアラームメールの周知・活用等を進めていく必要がある。</p>	AP

(4) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

項目	現状(○)と課題(●)	
施設・電源の耐水化について	○ほとんどの自治体で庁舎の耐水化が実施されておらず、今後も未定である。 ○非常用電源については、浸水による機能停止が懸念される。	
	●庁舎や電源の耐水化を進めるとともに、現状において浸水した場合を想定した対応手順等を整理しておく必要がある。	AT

(5) 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状(○)と課題(●)	
排水施設以外の浸水軽減対策について	○多くの自治体で雨水貯留施設等の整備を進めている。	
	●排水施設等の整備を継続して進めていく必要がある。	AU
氾濫水の排水について	○多くの自治体で可搬型ポンプ等を導入している。ただし、外水氾濫水を排水するポンプ施設がない。	
	●氾濫水を排水するポンプ施設の整備は難しい側面がある。そこで、自然排水が困難で長期浸水が懸念される地区に対応して可搬型ポンプ等の導入を進めていく必要がある。	AV

(6) 浸水被害軽減に関する事項

項目	現状 (○) と課題 (●)	
浸水被害軽減に向けた土地利用規制等の取組みについて	○ほとんどの自治体で土地利用規制に関する取組みは実施されていない。	
	●奈良県において、総合治水条例に基づく浸水リスク（市街化編入抑制区域）を公表していく予定である。浸水実績図等を含め、これらを活用して土地利用規制等の仕組みづくりを進めていく必要がある。	AW
大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動について	○多くの自治体で実施にいたっていない。	
	●地域経済に多大な影響を及ぼす大規模工場等への水害対策等の啓発活動を実施していく必要がある。	AX

(7) 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状 (○) と課題 (●)	
堤防等河川管理施設の整備状況	○大和川水系河川整備計画に基づき、河川改修を実施してきている。	
	●計画堤防断面に対して、高さや幅が不足している区間があり、洪水により氾濫する恐れがある。 ●河川改修の完了には時間・費用を要する。	AY



## 5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各参加機関が連携して国管理区間においては平成32年度まで、県管理区間においては平成33年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

### 【5年間で達成すべき目標】

水位上昇が特に早い大和川上流部の特性を踏まえ、大規模水害に対して、「迅速、的確かつ主体的な避難」と、「確実な水防対応」ができる地域社会を目指す。

### 【目標達成に向けた3本柱】

上記目標達成に向け、大和川上流部において昭和57年水害の再度災害防止を目的として、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流す対策、及び流域全体で実施する総合治水対策に加え、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

1. (避難) 急激な水位上昇及び浸水に対して迅速、的確かつ主体的な避難行動のための取り組み
2. (防ぐ) 一秒でも長い避難時間の確保のための水防活動実現への取り組み
3. (回復) 氾濫による社会経済被害の軽減、早期回復を可能とする取り組み

## 6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各参加機関が取り組む主な内容（取組項目・目標時期・取組機関）は次のとおりである。

### (1) 国管理区間（大和川・佐保川・曾我川）

#### 1) 洪水を河川内で安全に流す対策

主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関
<b>■洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項</b> ・長安寺地区の河道掘削等 ・目安地区の侵食対策 ・神南地区の侵食対策 ・泉台地区の浸透対策 ・窪田地区の浸透対策 ・立野地区の侵食対策	V	平成32年度 平成32年度 平成32年度 平成28年度 平成28年度 平成32年度	近畿地整

2) 「1. (避難) 急激な水位上昇及び浸水に対して迅速、的確かつ主体的な避難行動ための取り組み」

主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>■避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成・更新・活用に関する事項</li> <li>・避難勧告等の発令基準の設定</li> <li>・避難勧告等の発令基準の周知（HPでの公開等）</li> </ul>	B	平成 28 年度	3 市 8 町
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令基準の周知（HPでの公開等）</li> </ul>		平成 29 年度	3 市 8 町
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成・更新</li> <li>・タイムラインの作成・更新支援</li> </ul>	C	引き続き実施	3 市 8 町
<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイムラインに基づく訓練の実施</li> </ul>	C G I M	引き続き実施	奈良県、奈良地方気象台、近畿地整、
<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイムラインに基づく訓練の実施</li> </ul>		平成 29 年度	協議会全体
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ハザードマップの作成・周知等に関する事項</li> <li>・想定最大外力を対象とした浸水想定区域図の策定・公表（5/31 公表）</li> <li>・想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表</li> </ul>	A	平成 28 年度	近畿地整
<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表</li> </ul>		平成 28 年度	近畿地整
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難に向けた調整及び検討</li> </ul>	E	平成 29 年度	3 市 8 町

主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関
・ 広域避難を考慮したハザードマップへの更新・周知	D E I	平成 32 年度	3 市 8 町
・ まるごとまちごとハザードマップの整備・更新・周知（訓練への活用）	K	平成 32 年度	大和郡山市、天理市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、王寺町、広陵町、河合町、近畿地整
・ 避難場所並びに避難経路の指定・更新及び周知	D	平成 32 年度	大和郡山市、天理市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、王寺町、広陵町、河合町
・ 要配慮者利用施設の避難計画作成の促進および避難訓練の促進支援	G H	平成 29 年度	奈良市、大和郡山市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、王寺町、広陵町、河合町、近畿地整
■ 防災教育や防災知識の普及に関する事項 ・ 小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施	A F B H C J L	引き続き実施	協議会全体
・ 水災害意識啓発の広報	A H B L	引き続き実施	協議会全体

主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 避難行動のためのリアルタイム情報発信等に関する事項</li> <li>・ 同報系防災行政無線等の整備</li> </ul>	F	平成 31 年度	3 市 8 町
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動の判断に必要な河川水位に関する情報提供（必要箇所の拡大、大和川水位情報提供サイトのリンク貼付等）</li> </ul>	S	平成 28 年度	3 市 8 町、 近畿地整
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ メール情報配信システムの構築、利用登録促進</li> <li>・ スマートフォン等を活用したリアルタイムの情報提供ならびにプッシュ型情報発信のための整備</li> </ul>	F	引き続き実施	3 市 8 町  近畿地整
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水予報文の改良と運用</li> </ul>	C F	引き続き実施	奈良地方気象台、近畿地整
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易水位計、量水標、CCTV カメラの設置</li> </ul>	S	引き続き実施	近畿地整

3) 「2. (防ぐ) 一秒でも長い避難時間の確保のための水防活動実現への  
取り組み」

主な取組項目	課題の 整理 記号	目標時期	取組機関
<b>■水防活動の強化に関する事項</b> ・水防団(消防団含む)との情報伝達訓練の実施	O P Q	平成 32 年度	協議会全体
・水防団員や消防団員・水防協力団体の募集・指定を促進	R	引き続き実施	3市8町
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施(水防資材の点検管理含む)	O P Q	平成 29 年度	協議会全体
・浸水時においても災害対応を継続するための庁舎等施設の整備(自家発電装置等の耐水化など)	M	平成 32 年度	奈良市、大和郡山市、三郷町、川西町、王寺町、広陵町、近畿地整
<b>■水防活動支援のための情報公開、情報共有に関する事項</b> ・重要水防箇所の情報共有と関係市町等との共同点検の実施	O	平成 28 年度	奈良市、大和郡山市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、王寺町、広陵町、河合町、奈良県、奈良地方気象台、近畿地整

主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関
<p>■防災気象情報の改善に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メッシュ情報の充実（さまざまな地理情報との重ね合わせ 等）・利活用の促進</li>   <li>・警報等における危険度を色分け表示（分かりやすい表示）</li> </ul>	F	<p>平成 29 年度</p> <p>平成 29 年度</p>	<p>奈良地方気象台</p> <p>奈良地方気象台</p>
<p>■危機管理型ハード対策に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防天端の保護</li>   <li>・裏法尻の補強</li> </ul>	V	<p>平成 32 年度</p> <p>平成 32 年度</p>	<p>近畿地整</p> <p>近畿地整</p>

4) 「3. (回復) 氾濫による社会経済被害の軽減、早期回復を可能とする  
取り組み

主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関
<p>■ 排水活動及び施設運用の強化に関する取組事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模水害を想定した既存排水施設等の活用方法及び排水ポンプ車の設置箇所等、排水に関する検討</li> </ul>	T U	平成 29 年度から実施	奈良市、大和郡山市、三郷町、川西町、三宅町、王寺町、広陵町、河合町、奈良県、近畿地整
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水に関する訓練の実施</li> </ul>	T	平成 30 年度から実施	奈良市、大和郡山市、三郷町、川西町、三宅町、王寺町、広陵町、河合町、奈良県、近畿地整
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動</li> </ul>	N	平成 30 年度	奈良市、大和郡山市、川西町、王寺町、広陵町、河合町



(2) 県管理区間 (大和川・葛下川・竜田川・富雄川・曾我川・高田川・葛城川・高取川・飛鳥川・寺川・佐保川・高瀬川・秋篠川・布留川・米川・地藏院川・岩井川・能登川)

1) 洪水を河川内で安全に流す対策

主な取組項目	課題の整理番号	目標時期	取組機関
<p>■ 洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川整備計画に基づく河川改修の実施</li> <li>・ 河道内樹木の伐採や河道内堆積土砂の除去等</li> </ul>	AY	引き続き実施	奈良県、近畿地整
<p>■ 河川管理の高度化・充実に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樋門・樋管等の無動力化、人員等の運用体制の確保</li> </ul>	AQ AR AY	H29年度より 順次実施	大和郡山市、御所市、三郷町、斑鳩町、安堵町、三宅町、田原本町、王寺町、河合町、奈良県、近畿地整

2)「1. (避難) 急激な水位上昇及び浸水に対して迅速、的確かつ主体的な避難行動のための取り組み」

主な取組項目	課題の整理番号	目標時期	取組機関
<p>■ 県～市町村間のホットラインの整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホットライン構築による県・市町村の連絡体制強化、住民への情報提供の確実な実施。</li> </ul>	AB	H30 年度	10 市 13 町 1 村、奈良県、近畿地整
<p>■ 避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成・更新・活用に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令基準の設定</li> <li>・水位周知河川以外における発令基準検討</li> </ul>	AA	H30 年度 H33 年度	10 市 13 町 1 村、奈良県、近畿地整
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成・更新</li> <li>・タイムラインの作成及び更新に関する支援</li> <li>・タイムラインに基づく訓練の実施</li> </ul>	AC	H32 年度	10 市 13 町 1 村、奈良県、近畿地整  奈良県、近畿地整、奈良地方気象台  10 市 13 町 1 村、奈良県、近畿地整、奈良地方気象台

主な取組項目	課題の整理番号	目標時期	取組機関
<p>■ハザードマップの作成・周知等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域図の策定・公表</li> <li>・水害ハザードマップへの反映</li> </ul>	AK	<p>H31 年度</p> <p>H33 年度</p>	<p>奈良県、近畿地整</p> <p>10 市 13 町 1 村、奈良県、近畿地整</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正水防法への理解促進、浸水実績図の公表に向けた仕組みづくり</li> </ul>	AL	H29 年度から実施	10 市 13 町 1 村、奈良県、近畿地整
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難に向けた調整及び検討</li> <li>・広域避難を考慮したハザードマップへの更新・周知</li> </ul>	AG	H33 年度	<p>奈良市、大和高田市、大和郡山市、桜井市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、広陵町、河合町、大淀町、奈良県、近畿地整</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・まるごとまちごとハザードマップの検討</li> </ul>	AL AM	H30 年度から順次実施	10 市 13 町 1 村、奈良県、近畿地整

主な取組項目	課題の整理番号	目標時期	取組機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難場所並びに避難経路の指定・更新及び周知</li> </ul>	AF AE AH	H33 年度	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町、奈良県、近畿地整
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮者利用施設の現状把握</li> <li>・ 要配慮者利用施設の避難計画作成の促進および避難訓練の促進支援</li> </ul>	AI	H30 年度  H32 年度	10 市 13 町 1 村、奈良県、近畿地整
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 防災教育や防災知識の普及に関する事項</li> <li>・ 小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施</li> <li>・ 水害リスクの程度に応じた水災害意識啓発の広報（出前講座の実施）</li> </ul>	AN A0	H29 年度から 順次実施	10 市 13 町 1 村、奈良県、近畿地整、奈良地方気象台

主な取組項目	課題の 整理 番号	目標時期	取組機関
<p>■ 避難行動のためのリアルタイム情報提供等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リアルタイム情報の沿川住民への提供等</li> </ul>	AD AP	H30 年度	10 市 13 町 1 村、 奈良県、近畿地整
<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易水位計、量水標、CCTV カメラの設置検討・整備</li> <li>・レーダ雨量計等の代替手段の利用（情報提供場所の理解促進）</li> </ul>	AJ	H33 年度  H30 年度	10 市 13 町 1 村、 奈良県、近畿地整

3) 「2. (防ぐ) 一秒でも長い避難時間の確保のための水防活動実現への取り組み」

主な取組項目	課題の整理番号	目標時期	取組機関
<p>■水防活動の強化に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防団員や消防団員・水防協力団体の募集・指定を促進</li> <li>・出勤基準の必要性の再確認、基準整備</li> </ul>	AQ	<p>H32 年度</p> <p>H31 年度</p>	10 市 13 町 1 村、奈良県、近畿地整
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防団(消防団含む)との情報伝達訓練の実施</li> <li>・関係機関が連携した実働水防訓練の実施(水防資材の点検管理含む)</li> </ul>	AR AS	<p>H30 年度から 順次実施</p> <p>H32 年度</p>	10 市 13 町 1 村、奈良県、近畿地整、奈良地方気象台
<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域図を踏まえた浸水時においても災害対応を継続するための庁舎等施設の改修検討(自家発電装置等の耐水化など)</li> <li>・浸水想定区域図を踏まえた施設浸水を想定した業務継続計画等の検討</li> </ul>	AT	<p>H33 年度</p> <p>H30 年度から 順次実施</p>	大和高田市、大和郡山市、橿原市、御所市、生駒市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町、奈良県、近畿地整
<p>■水防活動支援のための情報公開、情報共有に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要水防箇所の情報共有と関係市町等との共同点検の実施</li> </ul>	AQ AR AS	H31 年度から順次実施	10 市 13 町 1 村、奈良県、近畿地整、奈良地方気象台

主な取組項目	課題の整理番号	目標時期	取組機関
<p>■ 防災気象情報の改善に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ メッシュ情報の充実（さまざまな地理情報との重ね合わせ等）・利活用の促進</li> <li>・ 警報等における危険度を色分け表示（分かりやすい表示）</li> </ul>	AP	<p>H29 年度</p> <p>H29 年度</p>	奈良地方気象台
<p>■ 危機管理型ハード対策に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堤防天端の保護</li> <li>・ 裏法尻の補強</li> </ul>	AY	<p>H31 年度から実施</p> <p>H31 年度から実施</p>	奈良県、近畿地整

4) 「3. (回復) 氾濫による社会経済被害の軽減、早期回復を可能とする取組み」

主な取組項目	課題の整理番号	目標時期	取組機関
<p>■ 排水活動及び施設運用の強化に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水施設等の検討・整備</li>   <li>・ 大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動</li> </ul>	<p>AU AV</p> <p>AX</p>	<p>H30 年度から順次実施</p> <p>H32 年度</p>	<p>10市13町1村、奈良県、近畿地整</p>
<p>■ 浸水被害軽減に向けた土地利用規制等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水被害軽減地区の検討</li>   <li>・ 適切な土地利用の促進、周知</li> </ul>	<p>AW</p>	<p>平成 33 年度</p> <p>平成 33 年度</p>	<p>10市13町1村、奈良県、近畿地整</p>



## 7. フォローアップ

各機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

(附則)

本取組方針は、平成 28 年 10 月 11 日に策定

本取組方針は、平成 30 年 月 日に改訂